

ご申請の前にご確認ください

(1) 医療費を3割自己負担した場合

医療証が使用できず3割分自己負担した場合は、品川区子育て応援課へご申請ください。

(2) 医療費を全額（10割）自己負担した場合

① 医療機関で発行された領収書をコピーして下さい。区への申請の際に必要となります。



② ご加入の保険組合に保険適用の申請をしてください。
※申請方法はご加入の保険組合にお問い合わせください。



③ 保険組合から全額自己負担した医療費のうちの7割分が給付されます。



④ 保険組合から「療養費給付の決定通知書」が届いたら、残りの3割分を品川区子育て応援課へご申請ください。

(3) 補装具を作られた場合

医師の診断により治療用眼鏡や補装具を作成された場合は、下記の手続きをお願いします。

治療用メガネには上限額があるため、上限額を超えた分は助成できません。

① 医療機関で発行された医師の指示書と補装具の領収書をコピーしてください。区への申請の際に必要です。



② ご加入の保険組合に保険適用の申請をしてください。
※申請方法はご加入の保険組合にお問い合わせください。



③ 保険組合から全額自己負担した医療費のうちの7割分が給付されます。



④ 保険組合から「療養費給付の決定通知書」が届いたら、残りの3割分を品川区子育て応援課へご申請ください。

(4) 自己負担した医療費が高額の場合

医療費自己負担額が高額の場合は、ご加入の保険組合に高額療養費に該当するかを確認し、該当する場合は下記の手続きをお願いします。

① 医療機関で発行された領収書をコピーしてください。区への申請の際に必要です。



② ご加入の保険組合に高額療養費の申請をしてください。
※申請方法はご加入の保険組合にお問い合わせください。



③ 保険組合から高額療養費が給付されます。



④ 保険組合から「療養費給付の決定通知書」が届いたら、残りの医療費について品川区子育て応援課へご申請ください。